

労働者派遣法に基づくマージン率等の情報提供

『労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律』第23条5項の規定に伴い、下記事業所における労働者派遣事業に係る情報提供すべき事項を以下のとおりお知らせいたします。

(対象期間：2023年4月1日～2024年3月31日)

①派遣労働者の数 (対象期間の1日平均)	35名
②派遣先の数 (対象期間の派遣先事業所実数)	13社
③マージン率	24%
④労働者派遣に関する料金額の平均額 (1日8時間あたり)	14064円
⑤派遣労働者の賃金額の平均額 (1日8時間あたり)	10620円
⑥教育訓練に関する事項	就業開始時研修、ビジネスマナー、安全教育
⑦待遇決定方式	労使協定方式及び派遣先均等均衡
⑧労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	派遣先均等・均衡方式を採用しない派遣先の派遣労働者に適用
⑨労使協定の有効期限の終期	2025年3月31日
⑩その他	マージン率に含まれる費用： ●社会保険料(雇用保険、厚生年金、健康保険、労災保険) ●福利厚生費(有給休暇、健康診断) ●教育研修費 ●会社運営費 ●営業利益